

設楽中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

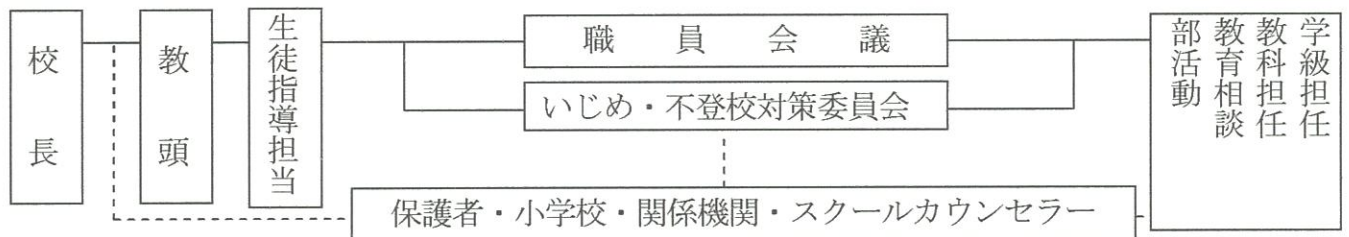
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織（下図参照）として対応する。



校長、教頭、教務主任、校務主任、該当担任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。また、「いじめ防止対策組織」には、次のような役割をもたせる。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

随時、学級通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 月末にアンケートや教育相談を毎月実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（7月、12月）、保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（2月）し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともにホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【別表】 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

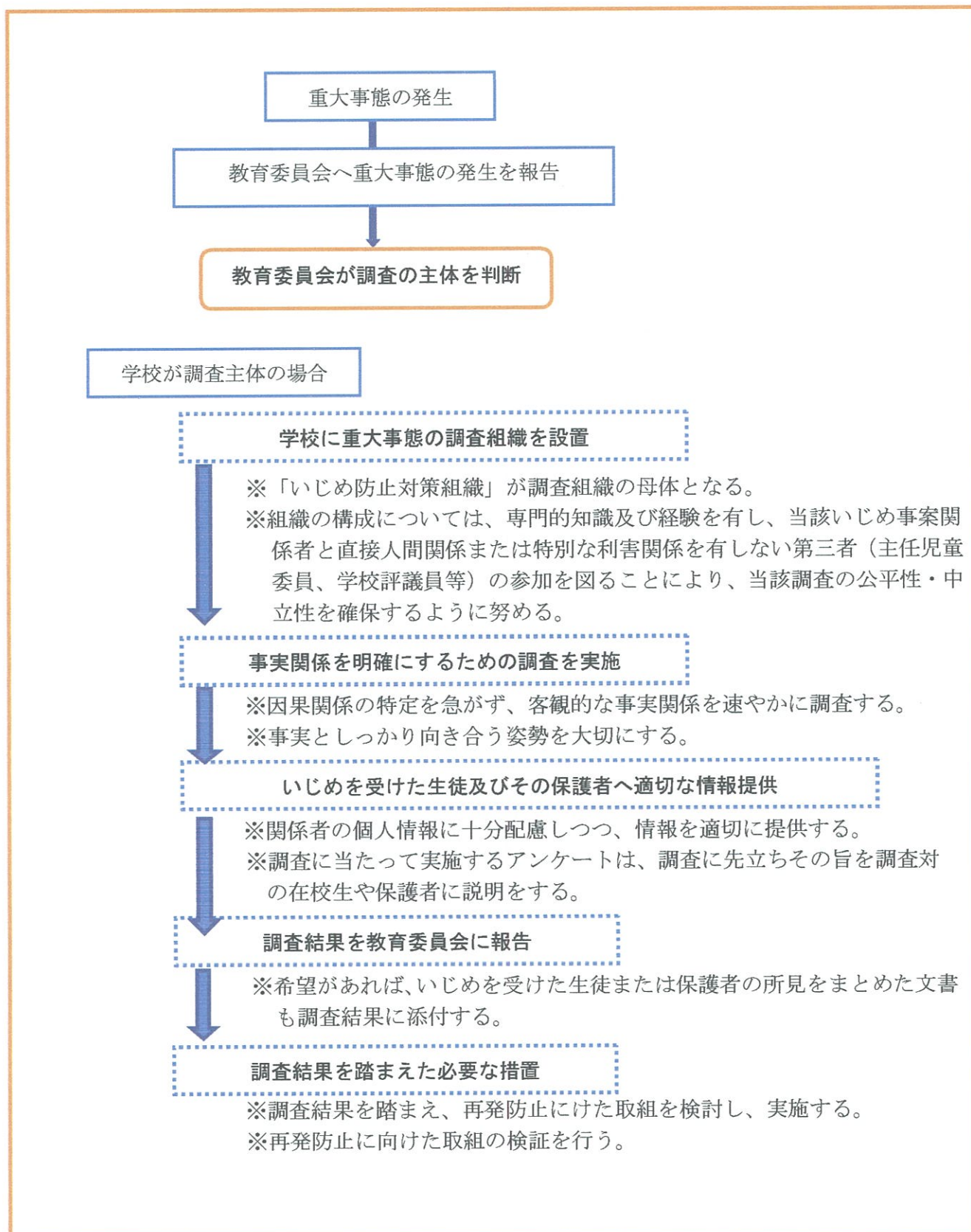
I 学校全体としての取組

			生徒へ直接かわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			・個々の価値観等の理解（道徳・特活） ・日々の授業における互いを尊重し合う態度の育成（授業でのかわり合い） ・道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ・自己有用感、集団への所属感の高揚（行事・特活） ・正しい判断力の育成（道徳・特活） ・持ち物や掲示物の適切な管理、整理整頓 ・奉仕的体験活動への積極的取組	・「あいさつ」や「お礼」の率先実施 ・物を大切に扱ったり、整理整頓をしたりする心の育成 ・ゲーム、スマートフォン等の使用に係る約束作り ・地域でのさまざまな体験活動への参加
いじめの早期発見			・集団から離れている生徒への声かけ ・個別面談や生活アンケートによる情報収集 ・持ち物の破損・紛失に対する即時対応	・日常的・積極的な子どもとの対話 ・服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ・子どもの持ち物の紛失や増加への注意
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	・本人及び周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ・放課や登下校時の教師による見回り ・いじめの原因や背景の調査・対応	・子どもを守る姿勢を見せるとともに、子どもの話をよく聞いて事実や心情を把握 ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	・事実を確認し、「いじめは許さない」との毅然とした態度で対応 ・いじめの原因や背景の調査・対応 ・関係機関（警察・児童相談所等）との連携	・いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ・事実の冷静な確認と子どもの言い分の把握 ・被害生徒や保護者への適切な対応
	いじめないいじめの早期対応	いじめられた側	・本人及び周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ・放課や登下校時の教師による見回り ・いじめの原因や背景の調査・対応	・子どもを守る姿勢を見せるとともに、子どもの話をよく聞いて事実や心情を把握 ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	・事実を確認し、「いじめは許さない」との毅然とした態度で対応 ・いじめの原因や背景の調査・対応 ・関係機関（教育相談、スクールカウンセラー等）との連携	・いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ・事実の冷静な確認と子どもの言い分の把握 ・被害生徒や保護者への適切な対応
	行為が見えにくいいじめ	いじめられた側	・苦しい気持ちへの共感と、「いじめから守る」ことの約束 ・本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握と迅速な対応 ・いじめの原因や背景の調査・対応	・子どもを守る姿勢を見せるとともに、子どもの話をよく聞いて事実や心情を把握 ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	・事実を確認し、「いじめは許さない」との毅然とした態度で対応 ・いじめの原因や背景の調査・対応 ・関係機関（スクールカウンセラー等）との連携	・いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解 ・事実の冷静な確認と子どもの言い分の把握
直接関係がない児童			・傍観はいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさへの理解を促す指導 ・言いなりにならず、自分の意志で行動する指導	・いじめに気付いた場合、傍観せずに学校や保護者へ通告する指導 ・どのような場合においても、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	・子どもに関心をもち、さみしさやストレスに気付くよう啓発 ・子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ・父親の子育てへの積極的な参加を啓発
地域での取組	・子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ・子どもの集まりや近所等で見かけた、困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡

【重大事態の対応フロー図】



＜取組の年間計画＞

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き ○通学団会	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○月末アンケート	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○部活動保護者会 ○学校評議員会
5月		○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○生徒総会（生徒会） ○ふるさと合宿（1年） ○国内研修（2年） ○海外派遣事業（3年）	○月末アンケート	○給食試食会（1年保護者）
6月		○いじめ不登校対策会議	○赤ちゃんだっこ体験（3年）	○月末アンケート	○奉仕作業
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○通学団会	○月末アンケート	○保護者会・学級懇談会 ○学校評議員会
8月		○中間評価→検証 ○現職研修②（SCを交えたケーススタディ）	○中高一貫サマーセミナー（1年）		
9月		○いじめ不登校対策会議	○運動会	○月末アンケート	
10月				○月末アンケート	
11月			○学校祭	○月末アンケート	○奉仕作業
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○いじめ不登校対策会議	○人権週間（講話） ○通学団会	○月末アンケート	○個別懇談会
1月				○月末アンケート	○保護者会（3年）
2月		○自己評価 ○いじめ不登校対策会議	○情報モラル指導（ネットモラル）（3年） ○薬物乱用防止教室 ○予餞会・部活お別れ会	○月末アンケート	○学校公開 ○保護者への学校評価アンケート
3月		○「基本方針」の見直し ○いじめ・不登校対策委員会	○通学団会	○月末アンケート	○保護者会（1・2年） ○学校評議員会
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○かわり合い、学び合う授業づくり ○校内環境整備（清掃活動）の推進	○身体測定 ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録 ○生徒に係る情報交換（職員朝会）	○あいさつ運動（生徒会）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。